

『新型コロナにおける見舞金 非課税所得の範囲定め—国税庁』

国税庁は今般、新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が支給される見舞金について、所得税法施行令第30条の規定により非課税所得とされるものの範囲を下記の通り定めた。1)心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるもの 2)支給額が社会通念上相当である 3)役務の対価たる性質を有していない

1)は、○使用人等又はその親族の感染に対する支払 ○緊急事態宣言下で事業の継続を求められる使用者の使用人等のうち、多数の者との接触があるなど感染の可能性が高い業務に従事する者や、宣言の前と比較して心身に相当程度の負担がかかっていると認められる者への支払 ○感染などにより資産を廃棄せざるを得なかった使用人等又は親族に対する支払、などを含む。

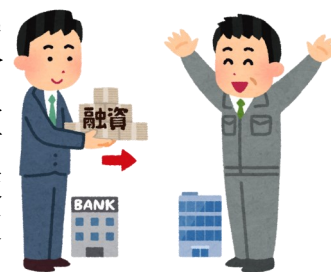
2)は、使用人等ごとに感染の可能性の程度や感染の事実に応じた額となっており、そのことが慶弔規定等で明らかにされているか否か、などを勘案して判断する。

3)には、以下の見舞金は該当しない。○本来の給与等の額を減額し、それに相当する額を支給するもの ○使用人等に一律に支給するもの



『新型コロナへの金融機関対応 取組み事例を公表—金融庁』

金融庁は、新型コロナウイルス感染症について、事業者の実情に応じた対応を金融機関に要請しているが、その取組みのうち、参考事例を公表した。主な事例は以下の通り。【条件変更・新規融資等の対応】○事業者からの条件変更等の相談があった場合には、審査を行うことなく、まずは、3ヶ月の元金据置ないし期限延長を実施○受注が大幅に減少した事業者に対し、積極的な支援策としてまず1年間の元金据置を実施。将来の資金面の見通しがついた時点で、見通しに合わせて返済期限を柔軟に延長予定○テナントの家賃支払いを1年間減免しているビル所有者への融資について、同期間の元金据置・期限延長を実施○条件変更等にあたって通常であれば支払いを求めている違約金・手数料等について、本部からの明確な指示の下、一律に免除【書面等の省略・簡素化】○融資実行にあたり、資金収支の状況など資料がなくても、聞き取り・ヒアリングで足ることとする○条件変更について柔軟に対応することとし、必要な事業計画等の書類については、業況が落ち着いてから後々でよいとの取扱いとする【事業者の本業支援】○地元商店街など販売が減少した事業者に対して、他の事業者20とのマッチングを通じた販路拡大など、取引先を面的に支援、他。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com